

5 善監委告示第 5 号

令和 5 年 1 1 月 1 3 日付け 5 善監委第 4 3 号で提出した令和 5 年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 1 2 月 7 日

善通寺市監査委員	櫛 田 真 作
善通寺市監査委員	寿 賀 崎 久

令和5年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通事項

【環境課・消防本部・教育総務課指摘事項】

支出負担行為として整理する時期について

業務委託契約について、契約締結しているのにも拘わらず支出負担行為決議書を起票していない事例が散見された。支出負担行為として整理する時期は「委託契約締結のとき」と定められている。

また、債務負担行為を令和4年度から5年度と設定し、令和4年度中に契約締結を終えている事例では令和5年4月1日に支出負担行為決議書を起票すべきところ未起票である。

遅滞、失念することなく支出負担行為として整理する時期に支出負担行為決議書を起票されたい。

【検討結果】

支出負担行為として整理する時期については、善通寺市支出負担行為の整理区分に関する規則の規定に基づき、適切な時期に支出負担行為決議書を起票する。

また、債務負担行為を設定したものに係る設定年度の翌年度以後における会計処理について、確実に現年度化予算の執行処理を行うこととする。

個別指摘事項

【環境課指摘事項】

長期継続契約について

特別会計太陽光発電において、利用料の契約期間は、当初契約では1年であるが最長5年の自動更新となっている。令和5年度末が5年目の契約満了となることから、再度契約する場合は、長期継続契約とされたい。

なお、その際には、併せて第一審合意管轄裁判所が相手方の本店所在地を管轄する裁判所となっている契約条項についても、本市の管轄裁判所とするよう見直しされたい。

【検討結果】

令和6年度から「令和6年4月1日から令和11年3月31日まで」の5年の長期継続契約に変更する。また、裁判所の契約条項についても、「本契約につき裁判上の争いとなったときは、甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は同意する。」の記載に変更する。

【教育総務課指摘事項】

① 賃貸借契約、業務委託契約の当事者について

賃貸借契約、業務委託契約において、本文中の契約者「甲」が教育委員会と記載され、末尾の押印箇所「甲」契約者は市長となっている契約書が複数見られた。この場合、契約者

は市長であることから本文始めの教育委員会の表記は誤りである。

今後、契約書作成の際には立案責任者（起案者）はもちろん、検討者及び決定者は決定を受ける事項の立案の内容を審査し、必要に応じて修正するなど、十分注意して事務処理を行っていただきたい。

② 立替払いについて

中学校費において、県外出張旅費が精算払いとなっている事例があった。また、幼稚園費において、県外で実施された研究協議会等における（事前に支払いを要する）参加者負担金について、参加した園長等に対し事後払いとなっているものが複数あった。これらは、職員等が立替払いしているということである。

県外旅費に関しては「概算払」、参加者負担金については「資金前渡」として事務処理されたい。

③ 債権者からの請求書について

教育委員会充ての請求書に教育委員会の旧住所（文京町二丁目1番4号）が記載されたものが複数みられた。会計規則の請求書に関する規定では、本市の住所を明記することは請求書の要件とはされていないが、表記するのであれば正しい住所を記載するよう指導されたい。

④ 教育活動に使用するはがきについて

一部の小学校や幼稚園においては、教育活動の一環として担任教諭と児童や園児との間で暑中見舞いはがきや年賀状のやり取りが行われている。その際、児童や園児から送るはがきについては、郵便局からはがきの書き方とともに無償提供されているものを有効に活用している校園がある一方で、公費で購入している校園もあるようなので、教育委員会は、有用と思われる情報を各校園が共有できるよう配慮されたい。

【検討結果】

- ① 次回の契約更新時等に適正に対応することとする。
- ② 学校等における県外出張旅費は、修学旅行や校外学習に係るものであり、バスの借り上げ等により、旅費の総額が不明瞭なところがあり、精算払いで対応しているところである。そのため、定期監査時には学校事務担当者等もその場では、立替払いしているという旨の回答をしたが、詳細を確認したところ、実際は立替払いではなく、市からの支給後に旅費を徴収していたとのことである。

以上のようなことから、今後についても概算払いではなく立替払いが発生しないように精算払いで対応する。

一方、幼稚園教諭の業務に必要な研究協議会等における参加負担金に関しては、本来、公費（幼稚園費等）から支払うべきものであるが、自己研鑽のための研修と思い違いした幼稚園教諭が自費で支払ってしまったため、結果的に立替払いという形になってしまった。

今後は、負担金が必要な研修等への参加予定がある場合、予算計上の際に、必ず申し出てもらうように指導した。

- ③ 旧住所の請求書を発見したときは修正するよう依頼する。
- ④ 校園長会等で有効活用するよう周知する。